

# 平成19年度新エネルギー等導入促進基礎調査 (中国における省エネ促進に係る調査)報告〔概要〕

平成 20 年 3 月 資源エネルギー庁

委託先: 財団法人日中経済協会

## I. 中国における省エネルギー分野のビジネス動向及びニーズ調査

本調査ではまず、中国の省エネルギーの取組において、国家目標実現の責任を分担している地方政府と企業が目標実現のために必要としている省エネルギー技術・設備導入の当面のニーズと、既に着手されている当該技術・設備普及の動向を中心に、ヒアリング等の調査を行った。

特に今次対象地方は、山東省とした。その背景の一つは、山東省の(2006年現在の)エネルギー消費総量が全国の省レベルの地方のなかで最大であり、中央政府が2006年に全国の省レベルの地方政府に厳命して実施している「1000企業の省エネルギー行動」において、当該行動の実施に必要な省内企業が全国第二の数(103企業)に上ることから、企業の省エネ技術・設備導入ニーズが全国でも最も高い地方の一つと考えられる定量的側面による。また、日本との地理的距離も近く、青島等に従来から相当数の本邦企業がビジネスアクセスを行ってきており、本調査事業を通して関連情報を把握・整理し、ビジネス情報として提供できれば、本邦企業がこれらを活用してビジネス検討に繋げ易い基本的条件に恵まれている、という山東省の定性的優位性にもよる。

### 1. 企業の省エネ促進と技術・設備導入に関する具体的国策・措置

中国は、2006年3月の全人代で2006～2010年の発展目標を掲げた第11次五ヵ年計画(11・5計画)要綱において、持続可能な発展を目指し、資源節約型・環境配慮型社会を構築するための関連政策が数多く盛り込まれ、特に省エネに対する政策に極めて重要な位置付けが与えられた。また、省エネ・環境についての具体的な数値目標が初めて示され、11・5計画期間中にGDP単位当たりのエネルギー消費量を20%引き下げ、主要汚染物質の排出量を10%削減するとした。

この目標を達成するため、2006年、鉄鋼、非鉄金属、石炭、電力、石油・石油化学、化学工業、建材、紡織、製紙等、エネルギー多消費の9重点業種で一定規模以上の1000企業が選ばれ、「1000企業省エネルギー行動実施案」が通達されたほか、省エネの取り組みの具体的な重点事業を示す「『11・5計画』省エネルギー十大重点事業実施意見」が定められた。

#### 「1000企業の省エネルギー行動実施案」の企業への要求事項のポイント

- ・省エネ目標責任制の実施
- ・エネルギー測定・統計制度の健全化、エネルギー利用状況の定期的レポート
- ・エネルギー監査の展開、省エネ計画の編纂
- ・投入の拡大、省エネ・資源消費低減の技術改造加速
- ・省エネインセンティブメカニズムの構築
- ・広報と研修の強化

#### 「11・5計画」省エネルギー十大重点事業

石炭燃焼工業ボイラー・キルンの改造、 地域熱電併給、 余熱余圧利用、 石油節約・石油代替、  
電機システム省エネ、 エネルギー消費システム最適化、 建築省エネ、 エコ照明、 政府機関省エネ、  
省エネモニタリング・技術サービスシステム建設

翌 2007 年には、エネルギー多消費産業の過熱振りなどから更に危機感が高まり、国务院に「省エネルギー・汚染排出削減の取り組み指導グループ（グループ長：温家宝総理。グループ弁公室主任：解振華国家発展改革委員会副主任）」が設けられ、「国务院の省エネルギー・汚染排出削減総合性取り組み実施方案」が決定されて、具体的数値目標による省エネ・排出削減の強化措置が各地方政府及び企業に通知された。

「省エネルギー・汚染排出削減総合性取り組み実施方案」の主要方針

- 省エネ・汚染排出削減の緊迫性：11・5 計画第 1 年度の全国の工業エネルギー消費と SO<sub>2</sub> 排出量の 70% を占める 6 業種（電力、鉄鋼、非鉄、建材、化学、石化）は 20.6% 成長。各地域、各部門の認識不足、責任の不明確、措置の欠落、施策の不備、投資の不適確、協調の不和等の問題が存在。全体目標達成も危うくなっている。
- 責任の所在と法律に基づく監督管理の強化：省エネ・汚染排出削減の「責任制」と「問責制」を確立することは急務。各級地方政府の主要トップは第一責任者であり、各市・県、重点企業に目標と任務を割当てる。省エネ・汚染排出削減達成状況を各地の経済発展総合評価体系に組み入れ、業績考課の重要な内容とし、「一票否決」制を実施。
- 企業の主体責任を強化。

このような強化措置の実効性を政策的資金面から支えるため、2007 年に「省エネルギー技術改造財政奨励資金管理規則」が財政部と国家発展改革委員会から発表され、前述の「省エネ十大重点事業」の 等を適用対象として、2007 年は 70 億元の予算（申請枠）が準備された。省エネ量に伴う奨励金（東部地区は 200 元/t 標準炭、中西部地区は 250 元/t 標準炭）が第三者審査機関による省エネ効果審査を経て交付される（省エネ計画量に基づき、60% は実施前に提供される）仕組みであり、中国で登記された全ての企業が利用できる。

また、同年 10 月には「省エネルギー法」が改正・公布され、2008 年 4 月 1 日より施行となった。この改正省エネ法では、「省エネ目標責任制」「省エネ考課評価制度」等が規定され、地方政府・責任者の省エネ目標達成責任が明記されたこと、省エネ審査・評価や統計データ報告を含む省エネの監督・管理についての関係者の法的責任が明確化されたこと、財政・税収・料金・信用貸付・政府調達等のインセンティブ措置等が盛り込まれたこと、建築・交通運輸・公共機関等の省エネにも踏み込んだ規定となったこと、などが特徴である。

## 2. 山東省での省エネ促進政策・措置

山東省は現在、約 9300 万人の人口を擁し、工業化と都市化を加速させている状況にあり、これに伴ってエネルギー需要は急増するなか、供給は逼迫してきている。2006 年のエネルギー消費は 2.6 億 t 標準炭で全国 1 位であった一方、山東省の石炭等の自給量は減少しつつあり、11・5 計画期間中でのエネルギー消費の新増加部分は、主に省外からの移入に依存せざるを得ず、対外依存度が益々高くなっている。

省内の各部門では、エネルギー節約・省資源の国策を徹底的に実行するための各種の取り組みがこれまで長年積極的に行われた結果、2006 年の GDP 1 万元当たりのエネルギー消費原単位は 1.23 t 標準炭に減少し、前年比 3.46% 低下という成果となって表れていた。しかしながら、この実績では、所期のエネルギー消費原単位削減目標は達成できておらず、2007 年以降、省エネの取り組みの更なるブレークスルーを要し、断固とした有効な省エネ措置を採る必要があるという局面にある。

「山東省 省エネルギー条例」(1997年6月6日制定,2002年7月27日修正。改正省エネ法に基づく改正作業中)

> 主管部門の明確化: 山東省経済貿易委員会。

> 主要内容: 省エネ管理、エネルギーの合理的使用、省エネ技術の進歩、法的責任。

> F/S レポートでの省エネ評価、省エネ資金、省エネ製品認定、エネルギー消費超過加算料金徴収、劣後プロセスの淘汰等につき原則的規定を設けた。

「山東省の更なる省エネルギー強化の実施意見」(魯政発〔2006〕108号)

> 省エネ目標: 2010年に省内GDP1万元当たりのエネルギー消費原単位を1t標準炭に。2005年比で約22%低減。

> 山東省内での省エネ制度構築: 「エネルギー総量規制制度」、「省エネ目標管理制度」、「省エネ一票否決制度」、「固定資産投資省エネ評価・審査・考課制度」、「エネルギー消費超過加算料金制度」、「省エネ財税制度」、「省エネ奨励制度」、「省エネ第一責任者制度」など。

山東省 省エネルギー・汚染排出削減の総合性取組み実施方案(魯政発〔2007〕39号)

> 省内の省エネ・汚染排出削減の目標任務と総合的要求の明確化。

> 政府の主導的な役割、企業の主体的責任の強化、省民に密着した省エネ・汚染排出削減措置の徹底など。

> 山東省の省エネ・汚染排出削減指導グループ: 姜大明省長がグループ長、王仁元常務副省長、王軍民副省長、郭兆信副省長が副グループ長、関係部門の主な責任者がメンバーを務める。

> 省の十大重点省エネ工程(事業): 鉄鋼、非鉄金属、石油石化、化学工業、建材等の重点エネルギー消費産業での余熱余圧利用、電機システムの省エネ、エネルギーシステムの最適化、工業用ボイラー・キルン改造プロジェクト。暖房用熱供給を主とする熱電併給と工業用コージェネレーションユニット改造・建設許可の加速。低エネルギー消費、グリーン建築モデルプロジェクト5件、都市エコ(「緑色」)照明モデル工程5件の実施。既存の居住建築での熱供給計量・省レベルの省エネモデルプロジェクト34件の育成、既存居住建築100万㎡の省エネ改造完成。再生可能エネルギーの建築における規模化応用・モデル普及プロジェクト20件の始動。無汚染、資源循環型建材製品の普及、木製プラスチック複合材料工業生産と応用の重点的加速。高効率照明製品の普及、LED半導体照明産業の重点的発展。高効率省エネライト500万本の普及、省直属機関での率先的省エネライト導入。100の重大省エネ技術及び100の重大省エネ装備の普及、100の重大省エネプロジェクトの実施、第一次プロジェクト50案件の始動の重点的なサポートによる省エネ模範事業。ハイテク及び先進的適用技術の積極採用による伝統的産業の改造、毎年一連の重大IT技術改造・重大省エネ電子情報プロジェクトをサポート。

> 省の重点企業の省エネ管理強化: 検査と指導を強化し、目標責任制度及び第一責任者の省エネ責任制度を実施。省エネ計測、統計等の基礎的仕事を完壁化し「エネルギー消費単位のエネルギー計測器具配備・管理通則」を実施。企業の省エネ管理者と重点的な省エネ消費部門の操作者の省エネトレーニングを強化。エネルギー消費設備の検査・測定を展開し、エネルギー計画を編纂。国の手配と要求に基づき、エネルギー管理士制度を組織的に実施。エネルギー監査とエネルギー利用状況報告及び公告制度を実行、エネルギー消耗・節約状況を定期的に発表。

山東省・省エネルギー節水専門資金使用管理暫定規則(魯財建〔2007〕14号)

> 省エネ節水重点事業の建設、エネルギー多消費劣後設備の淘汰、省エネ基準体系の構築と省エネ奨励等の省エネに係る公共管理などを資金的に挺入れし、循環経済発展を推進。

> 2006年創設、翌2007年管理規則改正。

山東省・基準超過エネルギー多消費への加算料金徴収管理規則(試行)(魯政弁発〔2007〕10号)

> 基準料金: 電力1kWh当たり0.6元、エネルギー(標準炭)1t当たり500元。

> 10%未満の超過部分につき100%、10~20%未満の超過部分につき200%、20%以上の超過部分につき300%徴収。

### 3. 山東省企業の省エネ・環境ニーズとビジネスの可能性

2008年3月、山東省の省エネ重点産業に含まれる化学、鉄鋼、セメント企業のうちの7社を訪問し、省エネ等技術・設備導入動向や省エネ・環境プロジェクトニーズ等をヒアリングした。

#### ヒアリング対象7企業の特徴

産 業 別	企 業	○省エネ行動企業 ▽循環経済試点企業	ニーズ・可能性の特徴
化学	<b>山東海化集団有限公司</b> >純ソーダ生産 200 万t/年。従業員:20,819 人 >エネルギー消費原単位:07 年 1.57t/万元 >省エネ実施方策:送風機・ポンプ・モーターのインバータ化(ソーダ製造、石油化学)、変圧器、排熱利用、低圧蒸気、高温排出の熱エネルギーの回収。ヒートポンプ。 >信用等級:AAA	○国 ▽国	海水淡水化プロジェクト希望
		 (同社パンフレット掲載写真)	
	<b>青島海晶化工集団有限公司</b> >純ソーダ生産 12 万t/年。従業員:2,600 人 >イオン交換膜法:隔膜法=3:2 >信用等級:AAA >省エネ投資(プロセス改造が中心):昨 07 年は投資総額の 60%、主に自己資金。 >日本企業と進めているプロジェクトもある。	○国 ▽省	イオン交換膜法へのポテンシャル -有り
	 (同社提供資料)		
	<b>青島ソーダ業株式有限公司</b> >純ソーダ生産 70 万t/年。従業員数:5,500 人 >エネルギー消費量:70 万t(SCE)/年 (青島市第3位の消費量) >信用等級:AAA	○国 ▽省	低エネルギー利用の「ヒートポンプ」に着目
			
鉄鋼	<b>済南鋼鉄集団有限公司</b> >年産 1217 万t,国内7位(萊蕪鋼鉄と合併予定)。従業員:40,840 人 >エネルギー消費量:715.1914 万t(SCE)/年 >省政府からの省エネ目標を超過達成 >信用等級:AAA	○国 ▽国	省エネ・環境につき、8プロジェクト 予定有り
		 (エネルギー管理センター)	
	<b>山東泰山鋼鉄集団有限公司</b> >鋼材生産 300 万t/年。従業員:1,400 人 >1t当たりの総合エネルギー消費原単位: 2006 年 625.56kgce/t→2007 年 624.71kgce/t >信用等級:AAA	○国	省エネ・環境につき、7プロジェクト 予定有り
			

《ビジネス参入の可能性試論(鉄鋼関連)》

①既存技術:日本企業が技術面で優位性があり中国鉄鋼企業が導入を希望している技術には以下のようなものがあり、コア技術を日本、汎用技術は中国側が担当する組合せによるビジネス展開は期待し得る。

- ・CCPP 用ガスタービン ・TRT 用空気タービン ・活性コークス法ガス処理装置
- ・CDQ コークス連続切出し装置 ・廃プラスチックなど廃棄物の製鉄資源化
- ・転炉ガス回収用高気密フード ・高効率製鋼用アーク炉 ・溶銑予備処理と炉外精錬設備
- ・高温空気予熱装置 ・低圧蒸気の有効利用 ・電炉ダスト処理(無害化と重金属回収)
- ・電炉と焼結炉排ガス中のダイオキシン低減プロセス ・バイオマスの燃料化技術

②新技術:1970年代のオイルショック時に、日本の鉄鋼業は考えられる多くの省エネルギー技術の開発を手掛けたが、回収年5年以上のものは実用化されていない。設備投資意欲のある中国鉄鋼業と日本企業の開発ノウハウ、日本の公的資金による開発助成の組合せにより、効率良く新たな商業化開発がなされれば、日本での更なる省エネルギーとCO<sub>2</sub>削減も期待し得る。中国企業側の希望テーマは以下。

- ・高炉スラグの顕熱回収 ・転炉スラグの顕熱回収 ・コークス炉ガス顕熱回収
- また、類似テーマとして考えられるのは以下のようなものがある。
- ・製鋼用アーク炉廃熱回収 ・スラブ顕熱回収ボイラ

③ビジネスの仕組みによる参入:中国鉄鋼業の資金繰りは改善されてきているが、まだ資金の多くは増産や旧式設備の更新に向かい、資金回収効率の良くない省エネルギー設備投資に向かう割合は小さい。下記のようなスキームを有効利用することにより、日本企業のビジネス参入の機会増大が期待され、中国鉄鋼業、特に地方中企業クラスの省エネルギーに寄与することが期待される。

- ・ESCO 事業 ・CDM ・JBIC 等の環境省エネルギー分野への投融資

セメント	山水集団 平陰山水水泥有限公司	○国 ▽省	代替燃料廃棄物利用プロジェクトの可能性
	<p>➢ 設備:キルン 5,000t/d×2。従業員:500人</p> <p>➢ エネルギー消費原単位:燃料:105kg(SCE)/クリンカー。電力:60kwh/t(原料系+焼成系)</p> 	<p>《ビジネス参入の可能性試論(セメント関連)》</p> <p>日本のセメント企業は、石炭火力発電所からの石炭灰、製鉄所の高炉スラグ、廃油、木屑、下水汚泥など他業界の産業廃棄物をセメント生産の燃料や原料として利用し、廃棄物排出の低減に大きく貢献しているところ、中国・山東省で、生産者の廃棄物処理責任制、廃棄物処理費用徴収制、可燃性廃棄物と不燃性廃棄物との分別回収等を先行モデル導入できれば、代替燃料廃棄物利用プロジェクト展開への可能性も在り得る。</p>	
	<p>山水集団 山東水泥廠有限公司</p> <p>➢ 設備:No.2 キルン 1,700t/d、No.3 キルン 2,500t/d。従業員:約 300人</p> <p>➢ エネルギー消費原単位: 110-112kg(SCE)/t</p>		

《小結》 山東省をはじめ、中国全体で省エネ・環境面の政策上の懲罰が強化されているもとは、日本企業の強みである省エネ・環境意識と高品質・高省エネ性能技術・設備による積上げ型提案、モニタリング能力を伴う ESCO 事業、山東省の都市環境インフラ整備と一体化した企業の再資源化機能活用提案、省エネ特化リース事業提案による資金課題対応などにビジネスチャンスが有り得る。一方、これらの推進に当っては、技術提案等に伴う技術漏洩リスクへの対策が必要であり、また推進力を維持するためには、業界横断的プラットフォーム活用等が有効と考えられる。

## II. 対中省エネルギービジネスに係る問題点及び対処方法の調査

次いで、本調査では、本邦企業が中国での省エネルギービジネスに順調に取り組めるように、危機管理の観点から、既存情報の集約・整理、意向アンケート及びヒアリングを通して、知的財産保護を含む既往の対中ビジネスの問題点と在るべき対処方法の分析を行った。

### 1. 既往の対中ビジネスの問題点と対処方法

日本国際協力銀行が毎年行っているアンケート調査「わが国製造業企業の海外事業展開に関する報告」及び日中投資促進機構が2年に1度行っている「日系企業アンケート調査集計・分析結果」によると、中国でビジネスを行う上での障害は、主に中国の法制度や行政等による運用の問題であると考えられる。特に省エネビジネスについては、以下のような点が挙げられる。

#### ➤省エネ工事に関わる設計受託の問題点：

工事の設計は、外国企業として許可される法的根拠があるが、プロジェクト設計については法的根拠がはっきりしないため、両方を受託する場合には、別々の契約を結び、それぞれについて業務の内容、範囲、責任を明確にしておく必要がある。（詳細略）

#### ➤日本からの技術供与における問題点：

- 1) 技術の保証責任、第三者の権利を侵害していないことの保証責任、技術供与契約に制限条項を設けることを禁止する規定。
- 2) 「条例」における運用上の問題を原因とする問題。
- 3) ロイヤルティ料率や技術指導料の設定に関わる問題。

（詳細は『近畿地域における中小企業海外知財戦略構築支援調査報告書』）

#### ➤技術流出の問題：

日本企業の対中ビジネスでは、知的財産権の侵害が問題となっている。その多くはブランド（商標権）やデザイン（意匠権）の模倣と言われるが、省エネの技術供与では主に供与側からの特許・ノウハウの外部流出が問題と思われる。経済産業省がまとめた日本企業の海外事業展開における『技術流出防止指針』では、「意図せざる技術流出」の主な発生パターンとして、7つの原因ないし機会が挙げられているが、省エネの技術供与ではこのうち「技術ライセンスや技術援助にまつわる技術の流出」と「ヒトを通じた技術流出」が該当する。特に、契約先及びその従業員による故意の流出が起こりやすい。これに対しては、契約で技術供与先に対して技術流出防止の義務を課すこともさることながら、供与側自身で技術流出を招かないよう管理することが重要である。（詳細略）

#### ➤対価の回収問題：

中国との技術供与では、契約で対価や支払方法を規定しても、実際に相手側から支払われないことが少なくない。特に、ランニング・ロイヤルティとして長期にわたって支払いを受けることは難しいのが現実であり、イニシャル・ペイメント（一括払い）とする方法も採られている。また、ランニング・ロイヤルティとする場合でも、生産数量や売上金額を基準に料率を設定すると、それらをチェックする必要が生じることから、一定の金額とする方法もよく採用されている。供与先の製品の売上見通しや信頼度に応じて、イニシャル・ペイメントかランニング・ロイヤルティか、ロイヤルティでも固定額とするか料率とするか、をよく検討する必要がある。

#### ➤現地法人設立における問題点：

中国にエンジニアリングを行う現地法人を設立する場合、事業内容によって適用される法令が異なる。設計を行う場合は「外商投資建設工事設計企業管理規定」、施工を行う場合は「外商投資建築業企業管理規定」、工事監理、入札代理及び積算コンサルティングを行う場合は「外商投資建設工事サービス企業管理規定」、設備・機器の販売

を行う場合は「外商投資商業領域管理弁法」が適用となる。これらの法令は、いずれも專業企業を想定しており、認可条件や手続きが異なっている。これらの事業を兼営する場合、どの法令に依拠して申請すればいいのか、またその条件は何かといった点が不明である。不明な点については、事前に関係当局に確認すべきであるが、必ずしも明確な規定があるわけではないので、自社の要望を伝え、その条件について交渉することが必要である。

## 2. 本邦企業の直面している対中ビジネスに係る問題点

本調査では、日中省エネルギー・環境ビジネス推進協議会(JC-BASE)全会員に対し、「現在、中国での省エネ・環境ビジネスで積極的に販促等に取り組みたい設備・技術・ビジネスアプローチ」を尋ねると共に、「(それら)設備・技術等中国でのビジネス展開に当たって懸念される問題・課題はなにか」、また「既に中国で展開中の省エネ・環境等ビジネスにおいて問題・障害と感じている点は何か」を質問する意向アンケートを実施した。アンケート回収率は、16.6%(42/253)であり、その結果得られた本邦企業の直面している対中省エネ等ビジネスに関わる問題点としては、「技術流出リスク」、「不十分な知的財産権保護」がより重視されていることが省エネ等ビジネスの特徴であると思われる。

### 本邦企業の直面している対中省エネ等ビジネスに関わる問題点(JC-BASE 調べ)

質問	問題分類	回答
中国での(省エネ等)ビジネス展開に当たって懸念されている問題・課題		
	法制運用の不透明性	12
	中央・地方政府の不統一性	9
	外資奨励政策の変化	6
	税制の不備及び運用の不透明性	9
	売掛金回収の困難さ・与信管理	9
	技術流出リスク	18
	不十分な知的財産権保護	16
	各種費用の徴収負担	3
	労働契約法制の強化	1
	運輸、電力、水等インフラ問題	2
	その他の懸念： 共同展開パートナーとの継続的なビジネス関係の維持・発展。 環境関連事業への優遇・運用が不明確。 価格競争力。 国際商習慣を弁えない現地パートナー。	
既に中国で展開中の省エネ・環境等ビジネスにおいて問題・障害と感じる点		
	国内部材調達率による制限	1
	排他的契約条項	2
	コスト転嫁できない料金制度	1
	その他の問題・障害： 長期間の安定運転・維持管理性を軽視し、初期設備コストを重視した機器選定。 ユーザーの観点：省エネ・環境にはなかなかお金を掛けたくない。製品の品質（導入効果）よりも 先ず価格で判断してしまう。日本のトップランナー製品奨励制度のような制度整備が望まれる。 資金調達。 国際商習慣を弁えない現地パートナー。 人的信頼度。	

### 3. 中国でのビジネス上の問題対応に係る経験・教訓

本調査では更に、既に中国において省エネルギー等ビジネスを展開している企業（プラント・エンジニアリング会社、電力会社、家電、電機、化学、環境装置等メーカー、商社、銀行など14社）に対して、中国でのビジネス上の問題対応に係る成功の経験や失敗の教訓についてのヒアリングを実施した。特徴的ファクターは以下の通りである。

#### ➤技術流出防止、知的財産権問題への対応

- (1) 主要部分のブラックボックス化
- (2) 特許
- (3) 模造品問題

#### ➤中国の省エネ等ビジネス市場での各種の課題・問題点

- (1) 政府と現場の温度差
- (2) 利益偏重
- (3) 短期の投資の回収
- (4) レギュレーションの頻繁な変更
- (5) 熾烈な市場競争
- (6) ローカルの技術力向上
- (7) パートナーの重要性
- (8) 資金回収
- (9) 人材確保

#### ➤ESCO 事業への取り組みと課題

ESCO 事業は多くの企業が取り組もうとしているが、準備資金と回収の問題が最大の要点のようである。

また、ESCO 導入企業を会社としてどういう形にすべきか、リース業、省エネ技術アフターサービス、省エネ機器販売、据付など、資格、規制の問題が明らかでなく、省という単位を跨いでの事業は無効と判断されるなどの怖れもある、といった問題が指摘されている。

#### ➤中国市場の展望

既に中国で事業を展開している多くの企業は、省エネビジネスの将来展望を比較的明るいものとして捉えている。「これから5~10年はある程度のマーケットは必ずある」、「売上は伸びている。特に沿海部地域で年間5割くらい」、「潜在市場規模は測り知れない。教育の普及や一般市民の意識の高まり、企業のイメージ戦略としても重視されれば伸びてくる」といった見方である。

#### ➤環境保全事業と環境への投資意識

他方、環境分野に対する投資は、中国企業にとっては利益（コストダウン、収益増）に寄与するものではないという観念から、環境保全事業ビジネスは非常に厳しい状況の下で行なわれている。「環境は利益に結びつかないので、基本的にお金をどう付けるか」、「目標だけでなく規制と罰則、支援する補助金が必要」と、より厳しい環境規制や資金の確保が必要と指摘する声が続出している。

ただ、「環境担当副省長などは今までと違い、結果が個人の問題にもなるため」対策を強めている点には期待も寄せられている。

本報告[概要]についての問い合わせ先:

財団法人日中経済協会 事業開発部 畠山 十川 (TEL)03-5511-2514